

ソーシャルメディア情報発信強化業務仕様書

1 委託業務の名称

ソーシャルメディア情報発信強化業務

2 委託業務の目的

本県の最重要課題である人口減少が加速度的に厳しさを増している中、若者・子育て世代に本県の様々な情報を着実に届けていくため、若い世代に訴求力の高いソーシャルメディアを中心とする戦略的な情報発信を展開する。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 主なターゲット

県内大学生及び県外在住の若者・子育て世代

5 業務内容

(1) アドバイザリー業務

①アドバイザーの配置

本委託業務全体を統括する「ネットメディア戦略アドバイザー」（以下、「アドバイザー」という。）を配置する。

- ・ SNS などによる情報発信に関する豊富な知見や実務経験を有する者とする。
- ・ 統括責任者として、業務全体の進捗を管理するとともに、委託者との連絡調整を担う。

②アドバイザーの役割

アドバイザーは、ソーシャルメディアを情報収集・発信の中核にしているターゲットに対し本県の様々な情報を届けるため、ターゲットの特性に合った効果的な情報発信方法の提案など、以下の業務を実施する。

- ・ ソーシャルリスニング等の結果や若者・子育て世代に関する現代社会のトレンド分析を行った結果など客観的データに基づいた情報発信方法の助言・提案
- ・ SNS 等を活用した県の情報発信の取組に対して行う、最新の技術や手法など専門的な知見に基づいた助言・提案
- ・ 別途制作する「県政情報ショート動画」をはじめ県が制作する動画（以下、「県制作動画」という。）に係る助言・支援
- ・ 県制作動画の閲覧回数の増加に資する SNS 広告等の活用に関する助言・提案
- ・ アドバイザーが助言・支援を行った県制作動画のうち、委託者と受託者が協議して決定した 20 本程度の動画について SNS 広告等を実施し、助言・支援の成果や広告効果を検証
- ・ 助言・提案に基づき実施した情報発信に係る効果検証
- ・ (3) 職員研修業務の統括
- ・ SNS を活用して情報発信を実施している所属（4 課程度）を対象に、個別面談によるアドバイザリーを実施
- ・ その他県の情報発信力強化に向けた助言・提案

(2) ソーシャルリスニング及び検索履歴情報分析の実施

ターゲットに訴求する効果的な情報発信を行うため、SNS の投稿内容や検索エンジンの検索履歴情報を収集しトレンド等の分析を以下のとおり実施する（年8回）。

①キーワード分析

委託者が選定したキーワードについて、SNS や検索エンジン上で収集・分析を行う。分析は、数値データをベースとする「定量」とその背景や原因を示す「定性」の分析を行う。分析するキーワードやその個数等は委託者と受託者で調整の上決定する。

②分析結果の報告

①の分析結果について、以下の内容を含む報告書を委託者の定める日までに提出する。

- ・業務実施概要

- ・キーワード分析結果

以下の項目をグラフ等で可視化し、レポート化すること。

- ・ソーシャルメディア等で言及されている件数とそのコメント内容

- ・言及されている内容の性質（ポジティブな内容か又はネガティブな内容か）とその割合

- ・性別や地域などの属性ごとに言及されている数や内容、その性質

- ・分析結果を踏まえた対策案

③効果的な情報発信方法の考察

②の報告に基づき、ターゲットに向けた効果的な情報発信を行うための発信内容・手法について考察を行い、アドバイザーの助言・提案に反映させる。

(3) 職員研修

動画制作や情報発信手法のスキル向上を図るため、アドバイザーの指導の下で実地での演習を含む職員研修を実施する。

①動画制作・SNS 情報発信スキル向上研修

SNS での情報発信スキルの向上や昨今のトレンドである縦型ショート動画の制作に関する技術を身に付けるための研修を実施する。

ア 対象者

山口県職員（動画制作や情報発信について未経験者であることを想定）

イ 実施方法

対面を原則とするが、委託者と協議の上、内容によってはオンラインによることも可とする。

ウ 日程及び場所

日程は、委託者と協議の上決定する。場所は、山口県庁内の会議室等で行う。庁外での撮影研修を行う場合は、委託者と協議の上、場所を決定する。

エ 研修内容

職員自らが県の取組等に関するショート動画を制作し、タイムリーかつ継続的な発信ができるよう、アドバイザーの指導の下、基礎的な知識・技術の習得から、効果的な撮影・編集・配信手法の実践までの研修を行う。対象者が通して出席することを想定し、以下に記載した項目を含めた研修計画を組み立て、6回（1回当たり120分を想定）に分けて実施すること。また、各回の研修の終了後、アンケートを実施・集計し、委託者へ提出すること。

- ・ SNS 活用、制作の流れ、事例紹介
- ・ 企画・構成の作り方
- ・ 撮影、機材の使用方法
- ・ 編集の仕方
- ・ 配信の仕方
- ・ ハッシュタグの活用やメンション機能などを用いた拡散の工夫
- ・ 効果測定の方法 等

オ 機材等

撮影や編集に必要となる機材については、委託者が用意したものを使用すること。
(iPhone16 PRO、PowerDirector など)

カ 研修後のフォローアップ

研修の状況は録画して研修資料とともに委託者に提供し、e-Learning 等により未受講者や受講者の振り返りに活用できるようにすること。また、業務委託期間は、研修受講者からの質問等に対して助言等を行うこと。

② ショート動画の制作・配信を実践するステップアップ研修

令和7年度の動画研修受講者等のうち少人数(4課程度)を対象に、実際に、ショート動画を制作・配信し、SNS 広告を実施した上で、効果検証までを実践するスキルアップ研修を実施する。

ア 対象者

令和7年度「動画制作・SNS 情報発信スキル向上研修」の受講者又は実際に動画の制作・配信経験を有する等受講者と同程度の動画制作技術を有する者

イ 実施方法

対面を原則とするが、委託者と協議の上、内容によってはオンラインによることも可とする。

ウ 日程及び場所

日程は、委託者と協議の上決定する。場所は、山口県庁内の会議室等で行う。

エ 研修内容

職員自らが県の取組等に関するショート動画を制作して配信し、SNS 広告を活用した上で、効果検証を行うまでを実践する研修を行う。対象者が通して出席することを想定し、以下に記載した項目を含めた研修計画を組み立て、最低4回(1回当たり120分を想定)以上に分けて実施すること。また、各回の研修の終了後、動画の制作・配信に向けた進捗を考慮し、受講者からの質問や制作上の疑義等に対して助言や提案を行うなど動画制作作業が円滑に進むよう支援を行うこと。

- ・ 受講者が円滑に研修に参加できるよう各研修の前に受講者が行う作業内容の整理と作業実施スケジュールの立案、研修と研修の間の期間(以下、「研修間」という。)の受講者の作業進捗管理
- ・ 研修時における伴走支援(企画・構成案制作、撮影、編集、配信)
- ・ 研修間に受講者が行う動画の企画案作成や素材撮影、編集等の各作業について、委託者や受講者の求めに応じて、Web 会議等を活用しながら随時、助言・指導を実施
- ・ 動画配信後の効果測定の検証と改善の方法 等

オ 機材等

撮影や編集に必要となる機材については、委託者が用意したものを使用すること。

(iPhone16 PRO、PowerDirector など)

カ SNS 広告等の実施

スキルアップ研修で制作した動画の内容やターゲットに応じて、効果的な媒体を選択し、SNS 広告等を実施する。実施後は、実施効果（表示回数、クリック数等）を測定・分析し、研修で検証する。なお、広告終了までの間は、随時、委託者の求めに応じて広告の効果の分析結果を報告し、広告の運用改善について提案を行う。広告の実施媒体や実施回数等については、受託者からの提案を踏まえ、委託者と調整の上、決定する。

キ 研修後のフォローアップ

研修の状況は録画して研修資料とともに委託者に提供し、e-Learning 等により未受講者や受講者の振り返りに活用できるようにすること。また、業務委託期間は、研修受講者からの質問等に対して助言等を行うこと。

(4) 年間制作スケジュール

別紙のとおり

6 業務目標

本業務の目標は、アドバイザーが助言・支援を行った県制作動画のうち、SNS 広告を実施する 20 本程度の動画及びステップアップ研修で制作する動画について、

①当該動画の平均閲覧回数 10,000 回/本以上

②動画を配信した県公式 SNS のフォロワー数を動画配信時よりも増加させることとする。目標達成のために必要な事項について委託者と協議の上、随時実施すること。

※県公式 SNS は、委託者が運用する以下の SNS を指す。

区 分	アカウント名等	フォロワー数 (令和 8 年 3 月 2 日時点)
X (旧 Twitter)	@yamaguchikouhou	8,791
Instagram	@yamaguchi_kouhou	13,163
Facebook	山口県	6,706
LINE	山口県	40,980

7 留意事項

(1) 著作権等

- ・業務で得た成果品に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む)は、山口県に帰属するものとする。また、受託者は、本件著作物に係る著作人格権を行使しないものとする。
- ・第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。

(2) 権利の侵害

- ・制作にあたって、他者の知的所有権を侵害しないよう特に留意すること。

(3) その他

- ・実際に実施する業務内容は、受託者からの提案に基づき、委託者と調整の上、決定する。
- ・業務遂行にあたっては、委託者と綿密に協議を行うとともに、進捗状況を定期及び随時に報告するものとする。
- ・業務において委託者が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うこと。
- ・委託者との連携を密に作業を行うこと。また、本仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で疑義や改善の必要性がある場合は、委託者と協議して定める。
- ・本委託業務を履行するために受託者が必要とする費用及び契約費用等の一切の費用は、委託料に含まれるものとする。